

富山大学卓越教授称号授与規則

令和元年6月25日制定

(趣旨)

第1条 この規則は、富山大学卓越教授（以下「卓越教授」という。）の称号の授与等に関し必要な事項を定める。

(適用範囲等)

第2条 卓越教授の称号は、現に在職している教授（国立大学法人富山大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第2条第2項の教授をいう。）のうち、専門分野において特に優れた業績を挙げ先導的な役割を果たしている者で次に掲げるものに授与することができる。

- (1) ノーベル賞受賞者
- (2) 文化勲章受章者
- (3) 文化功労者
- (4) 日本学士院賞受賞者
- (5) 紫綬褒章受章者

(称号の授与)

第3条 卓越教授の称号の授与は、役員会の議を経て学長が決定する。

(称号の授与期間)

第4条 卓越教授の称号の授与期間は、就業規則第2条第2項の教授として在職する期間とする。

(称号記)

第5条 卓越教授の称号を授与するときは、別記様式の称号記を交付して行う。

(称号取消)

第6条 卓越教授の称号を授与された者が、卓越教授にふさわしくない行為を行った場合は、学長は、役員会の議を経て、称号の授与を取り消し、称号記を返還させるものとする。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、卓越教授に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和元年6月25日から施行する。

別記様式

卓越第 号

卓 越 教 授 称 号 記

氏 名 ○ ○ ○ ○

あなたは専門分野において特に優れた業績を挙げ先導的な役割を果たしているため富山大学卓越教授の称号を授与します

年 月 日

富 山 大 学 長

